

独立行政法人海技教育機構
平成20年度業務実績評価調書

平成21年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

| 項目 | 平成20年度計画 | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|--|--|------|--|---|
| <p>中期計画</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進</p> <p>① 静岡県に本部を置き、全国に展開する各学校の運営を一括して管理する本部体制を確立する。</p> <p>② 本部においては、国の政策及び海運業界のニーズの把握、海技教育の検証、各学校間の連絡調整を行い、効率的な組織運営に努める。</p> | <p>① 本部における管理機能の強化を図るとともにそれに伴う人員配置の見直しを実施することにより、一層の効率的な組織運営の推進を図る。</p> <p>② 本部においては、国の政策及び海運業界のニーズの把握に努め、海技教育の検証を行い必要な措置を検討し実行に移す等、効率的な組織運営に努める。</p> <p>また、海技大学校児島分校について、その機能を海技大学校本校等へ統合するために、具体的計画の策定を行う。</p> | 4 | <p>① 本部教育部の教育第一課と教育第二課を教育課として統合するとともに、情報運用課を企画部から教育部に移し、教育業務と生徒・学生募集及び求人就職に関する事務の一元化を行い効率的な組織運営を図っている。</p> <p>② 外部有識者、内航海運事業者等関係者を委員とする海技教育機構運営改革懇談会を独自開催し、安定的かつ効率的な業務運営の方向性などを報告書として取りまとめるとともに、効率的な組織運営に努めている。</p> <p>海技大学校児島分校については、関係機関との調整、教育機材の移設など、本校等との統合に向けた具体的な計画の策定を終えている。</p> <p>また、平成21年3月31日に教育業務を停止している。</p> | <p>・ 外部委員を入れた運営改革懇談会を自発的に開催し、実業界の意見を聴きながら、今後の方向性を打ち出すなど、積極的な組織改編に努めている。</p> |
| <p>(2) 人材の活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育業務の実施のため必要な役職員を確保する。 ・ 非公務員化を踏まえて、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運企業等の知見を積極的に活用して組織の一層の活性化を図るために、これらの機関等と期間中に50名以上の人事交流を図る。 | <p>大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運企業等の知見を積極的に活用して組織の一層の活性化を図るために、これらの機関等と10名以上の人事交流を図る。</p> | 3 | <p>海事関係機関及び海運企業等と10名の人事交流を実施し、行政機関の事務取扱要領、最新の船舶の知識や実践的な指導要領等を機構業務に取り入れ、事務処理や教育の質の改善に努め、組織の活性化を図っている。</p> <p>（昨年度実績22名）</p> | |

| | | | | |
|--|--|----------|--|---|
| <p>(3) 業務運営の効率化の推進</p> <p>① 施設管理業務等の外部委託、管理業務のIT化とともに、英語のカリキュラムの一部を民間に開放すること等により、業務運営の効率化を推進する。</p> | <p>① 施設管理業務等の外部委託化を推進するとともに、給与システム及び会計システムの一元化を図り業務運営の効率化を推進する。</p> | <p>3</p> | <p>① 平成18年度から継続して、施設管理業務等の外部委託化、管理業務のIT化及び英語カリキュラムの一部の民間開放などを実施し業務運営の効率化を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理業務等の外部委託化 昨年度までの4校に加え、1校を追加実施。 管理業務のIT化の推進 昨年度に準備を終えた給与・会計システムの運用を開始。 英語カリキュラムの一部の民間開放 海技大学校及び海上技術短期大学校の英語授業の一部を引き続き民間開放。 <p>なお、英語カリキュラムの一部の民間開放については、規制改革・民間開放推進会議等の指摘を踏まえ、適切に実施されている。</p> | |
| <p>② 一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。</p> | <p>② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額の抑制に努める。</p> | <p>3</p> | <p>② 一般管理費を222百万円（対18年度予算比86.8%）、業務経費を455百万円（対18年度比99.6%）を適切に支出し、経費の抑制が図られている。</p> | |
| <p>③ 船員教育のあり方全般の見直しに対応した教育業務の効率化を推進する。</p> | <p>③ 船員教育のあり方全般の見直しに関する検討結果を踏まえ、所要の措置を検討し、実施する。</p> | <p>4</p> | <p>③ 船員教育のあり方に関する検討会報告を踏まえ、中小外航船社の要望により、フィリピン国において、32名のフィリピン人船員に5日間の海事基礎教育研修を実施している。（受託事業）</p> | <p>・船員教育のあり方に関する検討会報告を受けて、新規に海外へ教員を派遣して研修を開始し、外国人船員の確保・育成に努めていることは、国際貢献にも資する。</p> |

| | | | | |
|--|---|----------|--|----------|
| <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 海技教育の実施</p> <p>海技教育の基本的枠組みとして、期間中早期に「海技資格の取得を図るための教育」及び「実務能力の向上等を図るための教育」（以下、それぞれ「資格教育」及び「実務教育」という）の2本柱の体制を構築して、以下のとおり海技教育を実施する。</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| <p>① 資格教育</p> <p>イ 海技課程本科及び海技課程専修科については、主として内航の基幹船員の養成を目指すものとして位置付け、養成対象を本科から専修科に重点化しつつ、それぞれの年間入学定員を期末までに110名程度及び240名程度とする。</p> | <p>① 資格教育</p> <p>イ 海技課程の養成対象について、専修科の応募状況を勘案しつつ、国土交通省その他関係機関と連携を図りながら、少子化、大学全入時代の状況を踏まえ、検討する。</p> | <p>3</p> | <p>① 資格教育</p> <p>イ 宮古海上技術短期大学校を開校し、専修科の応募状況を勘案しつつ、年間入学定員を、本科140名、専修科240名として、四級海技士の資格教育を実施している。</p> <p>また、年間入学定員を350名程度とする計画については、関係機関との連携を図り、検討を続けている。</p> | |
| <p>□ 海技専攻課程海上技術コースのうち、(航海)及び(機関)は、本科又は専修科の教育を修了した者が、より上級の教育に進むことができるよう体制を拡充し、一貫教育を実施することにより資格教育の一層の充実・強化を図り、年間入学定員を30名程度とする。</p> <p>また、就労船員等を対象とする資格教育については、年間入学定員を110名程度とする。</p> | <p>□ 就労船員等を対象とする資格教育については、各コース別の年間募集人員を以下のとおりとする。</p> <p>なお、上級海技士取得コースのうち、一級及び二級海技士コースを平成20年度から廃止する。</p> <p>海上技術コース(航海専攻)、 (機関専攻) 10名 海技士コース 100名</p> | <p>3</p> | <p>□ 就労船員等を対象とする資格教育以下のとおり、計画を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海技士コースのうち、一級及び二級海技士コースを廃止 海上技術コース(航海専攻)及び同(機関専攻)を10名で実施 海技士コース(三級～六級海技士)を100名で実施 | |

| | | | | |
|---|--|----------|---|----------------|
| <p>ハ 資格教育の実施にあたっては、可能な限り各種資格ごとの個別実施体制から教育内容に応じた一体的な実施体制とすることにより、教育の効率的な実施を図る。</p> <p>資格取得のためのサポート体制の強化等を行うことにより、教育の充実を図る。</p> <p>また、船舶の技術革新や海運業界のニーズに的確に対応するため、教育内容の改定・精選を行うほか、即戦力ある若年船員養成のためのインターンシップ教育及び司ちゅう・事務科の廃止に伴う船内供食・栄養管理に関する教育の充実等を図る。</p> | <p>ハ(a) 効率的な教育の実施を図るため、海技士コースにおいて、四級及び五級海技免許の取得を目的とする教育を、前年度の試行結果を踏まえ、一体的に実施する。</p> <p>また、三級海技免許の取得を目的とする海上技術コース（航海）、（機関）及び同（航海専修）、（機関専修）においても、前年度の試行結果を踏まえ、教育内容に応じて一体的に実施する。</p> <p>(b) 平成 19 年度に新設した海技士コース（六級航海専修）については、国の政策及び内航海運業界のニーズに対応した募集定員とし、平成 20 年度は 20 名で 3 回実施する。</p> <p>(c) 資格取得のための補講の実施、基礎学力向上のための個別指導の実施、教材の工夫等学生・生徒に対するサポート体制の強化等を行うことにより、その教育を充実させる。</p> <p>(d) 船舶の技術革新や海運業界のニーズに的確に対応するため、教科書改訂を継続する。</p> <p>(e) 採用企業等との意見交換会等を踏まえ、インターンシップ教育制度について再検証を行う。</p> | <p>3</p> | <p>ハ(a) 海技士コースにおける四級、五級の海技免許取得教育、三級海技免許の取得を目的とする海上技術コース（航海）、（機関）などの教育については、前年度の試行時に実施したアンケート調査より、一体的な教育の実施に支障がないことを確認したうえで、同コースについて一体的な教育を継続し、教育業務の効率化を図っている。</p> <p>(b) 海技士コース（六級航海専修）を計画どおり定員 20 名で 3 回実施している。</p> <p>また、国の施策及び内航海運業界のニーズに対応し、入学資格要件を緩和している。</p> <p>(c) 本科、専修科について、昨年に引き続き、基礎学力の向上、学習意欲の高揚、上級国家試験等の資格取得のための補講など、学生・生徒に対するサポート体制の強化に努め、教育の充実を図っている。</p> <p>(d) 海上技術学校及び海上技術短期大学校で使用する 6 科目の教科書を改訂している。（3 年毎に実施）</p> <p>また、海事教育通信コースの一級機関及び二級機関課程の演習問題等の作成、航海基礎及び三級航海課程の教科書を改訂している。</p> <p>(e) 制度開始以後、再三にわたり改善を図っているが、企業の利用、生徒・学生の利用もほとんどなく、また、今後も利用増が見込めないことから、同コースについて、今後、廃止の方向で関係者と調整を行うこととしている。</p> | <p>(次頁に続く)</p> |
|---|--|----------|---|----------------|

| | | | | |
|--|---|----------------------|---|---|
| | <p>(f) 本科及び専修科における船内供食及び栄養管理に関する教育内容の前年度の検証を踏まえ、教科内容の改善を図るとともに教育時間の見直しを図る。</p> | <p>前頁に記載 欄あり</p> | <p>(f) 本科及び専修科における船内供食及び栄養管理に関する教育内容について、調理教育教本を改訂するとともに、調理教育時間を短縮し、教科内容の改善、教育時間の見直しを図っている。</p> | |
| <p>② 実務教育 機構の人材、教育施設・装置を活用して実施することが適当と認める講習等、海運業界の共益的事業としてふさわしい教育を実施するとの考え方にに基づき、実務教育を精査して実施することとし、年間入学定員を1,000名程度とする。</p> | <p>② 実務教育 イ 技術教育科については、各コース別の年間募集人員を以下のとおりとする。 運航実務コース 745名 海事教育通信コース 135名 船舶保安管理者コース 96名 外航基幹職員養成コース20名 国際協力コース 50名 □ 運航実務コースについては、海運業界の共益的事業としてふさわしい教育を精査する。 ハ 海事教育通信コースについては、海運業界のニーズに対応し、教育課程及び教育内容の見直しを行う。 ニ 水先人の後継者不足に対応するため、前年度に新設した船舶運航実務課程水先コースにおいて、三級水先人養成を開始する。</p> | <p>4</p> | <p>② 実務教育 イ 昨年に引き続き、次の6コースの教育を実施している。 〔入学者数〕 運航実務コース 1,999名 海事教育通信コース 125名 水先コース 76名 船舶保安管理者コース 568名 外航基幹職員養成コース 28名 国際協力コース 41名 計 2,837名 □ 船社及び海事関係団体との意見交換会等により海運業界等の実情を把握し、「フェリー乗船指導」、「事故回避と再発防止に係るアドバイス」など安全に関する教育・指導に関する教育を実施している。 ハ 海運業界のニーズに対応するため、「海事教育通信コース」に一級機関及び二級機関を開設している。 ニ 前年度に開設した水先コースについて、新たに平成20年10月から三級水先人養成を開始している。</p> | <p>・海運業界のニーズを把握し、運航実務・船舶保安コースでは、年度計画を大きく上回る応募者に対して効率的に対応するとともに、通信コース・水先コースなどにおいても積極的に実績をあげ、さらに国外での講習も拡大するなど、自己収入の増加にも努めている。</p> |

| | | | | |
|---|--|---|--|--|
| <p>③ 課程の見直し 国の政策及び海運業界のニーズの変化に柔軟に対応できるように、必要に応じて適宜教育課程及び教育内容の見直しを行う。</p> | <p>③ 課程の見直し 国の政策及び海運業界のニーズの変化に柔軟に対応できるように、引き続き教育課程及び教育内容の見直しを検討する。</p> | 3 | <p>③ 課程の見直し 以下のコースについて、教育課程又は教育内容の見直しを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上技術コース（機関）、同（機関専修）の情報処理に関する教育時間の見直し ・ 行政改革推進本部によるJICA集団研修の見直し要請への対応（国際協力コース（中級）、（初級）） ・ 船社要望による海上技術コース（航海専攻・機関専攻）の乗船実習要件の見直し | |
| <p>④ 合格率 資格教育については、補講等の自主講座、模擬試験、個別指導を行って教育効果を高め、その目標とする海技士国家試験の合格率が90%以上とするよう努める。 なお、本科に限っては、その合格率の目標を65%以上とする。</p> | <p>④ 合格率 資格教育については、補講等の自主講座、口述試験練習、受験心得の直前指導を充実させることにより、海技士国家試験の合格率が90%以上とするよう努める。 なお、本科に限っては、その合格率の目標を65%以上とする。</p> | 4 | <p>④ 合格率 以下のとおり、目標を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本科 四級海技士（航海及び機関） 90.8%（昨年 76.0%） ・ 専修科 四級海技士（航海及び機関） 93.7%（昨年 93.3%） ・ 海技専攻課程（三、四、五級海技士） 93.8%（昨年 93.8%） <p>前年度に引き続き、補講の実施、口述試験の模擬試験の実施、在寮期間の延長など様々な取組みが行われている。 特に、本科の合格率は、昨年から、さらに大幅に向上している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 模擬口述試験の実施など、実態に則した多様な取組みにより、学校によっては合格率が100%に達するなど、本科における合格率が著しく向上している。 |
| <p>⑤ 就職率 就職情報ネットワークの構築等船員職業紹介事業の充実を図り、海事関連企業への訪問等求職活動を強化することにより、海事関連企業への就職率を、専修科においては90%以上、本科においては70%以上、海上技術コースにおいては90%以上とする。</p> | <p>⑤ 就職率 就職情報ネットワーク上の求人票の様式を船社から新人教育課程すべて選択できるよう改修し、ネットワークの幅広い普及を図るとともに、海へのチャレンジフェアへの参加や、海事関連企業への訪問等求職活動をより強化することにより、海事関連企業への就職率を、専修科においては90%以上、本科においては70%以上、海上技術コースにおいては90%以上とする。</p> | 4 | <p>⑤ 就職率 以下のとおり、目標を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本科 93.8%（昨年91.5%） ・ 専修科 96.1%（昨年96.7%） ・ 海上技術コース 96.0%（昨年95.9%） <p>なお、就職率の向上には、昨年に引き続き就職情報ネットワークの改修、学生・生徒への、会社訪問、職場体験及び海へのチャレンジフェアなどへの積極的な参加を指導するなど、様々な取組みを行っている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職状況が全体的に悪化している中、会社訪問など地道な取組みとあらゆる施策により、年度計画を上回る高い就職率を維持している。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| <p>⑥ 意見交換会の実施 海運業界のニーズ等に対応した効果的な海技教育を実施するため、関係する教育機関や海運業界と10回程度の意見交換会を開催するほか、各機関・海運業界との対話を積極的に進める。</p> | <p>⑥ 意見交換会の実施 海運業界のニーズ等に対応した効果的な海技教育を実施するため、関係する教育機関や海運業界と10回程度の意見交換会を開催し、各機関・海運業界との意見交換を積極的に進める。</p> | 4 | <p>⑥ 意見交換会の実施 関係教育機関や海運業界との意見交換会を37回実施し、船員養成施設に対する要望など海運業界のニーズを把握し、各学校の教育及び生活指導に反映させている。 (昨年度24回)</p> | <p>・前年度を超え、年度計画を大きく上回る回数の意見交換会を開催し、産業界のニーズの把握及び他の教育機関との連携強化に努めるとともに、得られた意見を教員研修内容に反映させるなど、結果を活かした取り組みを実施している。</p> |
| <p>⑦ 研修の実施 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、期間中に120名以上の研修及び船舶乗船研修を実施するとともに、研修等で得た知識・技能の共有化により、研修効果の拡大を図る。 適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、期間中に80名以上の研修を実施する。</p> | <p>⑦ 研修の実施 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、24名以上の教員に対して研修及び船舶乗船研修を実施し、これらの研修等で得た知識及び技能の共有化によって、研修効果の拡大を図る。 また、機構の適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、16名以上の事務員等に対して研修を実施する。</p> | 4 | <p>⑦ 研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員研修 教員の経験年数に応じた研修システムを再構築し、新たにミドルステップ研修を開始するとともに、乗船研修や技能研修にも重点をおき、延べ93名の教員研修を実施するとともに、校内における報告会等を実施し、教育力の向上、研修効果の拡大を図っている。 (昨年度94名) ・事務員等研修 延べ28名の事務員等に対する研修を実施し、適正な事務業務の運営に努めている。 (昨年度22名) | <p>・経験年数に応じた研修システムを再構築し、新たにミドル・ステップ研修を加えた結果、年度計画の4倍近い教員研修を開催するなど、教職員の能力向上を目指している。 また、校内報告会により、研修知識の普及に努めている。</p> |

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| <p>⑧ 自己評価体制の充実 自己評価体制の充実に向け、内部委員会や外部との意見交換会等の活動を活発化させ、その評価結果を教育・研究に反映させる。 学生・生徒による授業評価や研究授業を推進することにより、教員の資質・能力の向上を目指す。</p> | <p>⑧ 自己評価体制の充実 自己評価体制の検証結果を教育及び研究業務に反映させるよう自己評価体制の改善を実施する。 また、学生・生徒による授業評価及び、各教員の研究授業について、計画的に実施するとともに制度の充実を図り、保護者等の外部の意見を取り入れる制度を検討する。</p> | 3 | <p>⑧ 自己評価体制の充実 平成18、19年度に実施した内部評価要領を踏まえ、海上技術学校等と海技大学校をそれぞれ適切に評価するため評価実施要領の大幅な見直しを行っている。 また、内部評価委員会において、他校の参考となる模範的な取組みとして評価されたものについては、各学校へも反映させるように努めている。 昨年度に引き続き、学生・生徒による授業評価及び教員の研究授業を計画的に実施するとともに、本科校3校において、保護者に対する授業評価アンケートを試行し、自己評価体制の改善を図っている。</p> | |
| <p>⑨ 広報活動 受験・入学のための各種学校案内、ホームページ及びその他の広報活動の見直しと充実化を図り、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。</p> | <p>⑨ 広報活動 学校案内、ホームページ等広報活動のあり方を工夫、改善するとともに、特に専修科の募集活動については、少子化、大学全入といった非常に厳しい環境の中、専修科校と本部の連携を強化して積極的に展開し、新たな船員供給源の開拓に努める。</p> | 4 | <p>⑨ 広報活動 昨年までにリニューアルされたホームページに、入試情報へのリンク、ブログを加えるなどの工夫・改善を加えるとともに、学校案内の配布、地方紙への募集案内の掲載など、広報に努めている。 昨年度、本部に設置した入試対策室を中心に専修科3校によりテレビ会議を開催することにより連携を強化するとともに、体験入学の実施や、全国の中学校、高校向けの「教育新聞」に学生募集記事を掲載するなど、本科及び専修科の募集活動を通じ、新たな船員供給源の開拓に努めている。</p> | <p>・ あらゆる積極的な取り組みにより、専修科においては昨年を上回る応募者を確保している。</p> |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| <p>⑩ その他</p> <p>イ 本科及び専修科においては、寮生活における生活指導を充実させ、集団生活の理解を深めさせる等、資質の涵養を一層充実・強化するため、生活指導のあり方を検討する。</p> <p>□ 本科においては、定期的に保護者会を開催、保護者会と連携を強化し、生活指導の充実を図る。</p> | <p>⑩ その他</p> <p>イ いままで実施した寮生活等における生活指導に係る研修の効果を受講者等から聴取して検証し、研修内容の改善と充実を図る。</p> <p>□ 本科においては、計画的に保護者会を開催し、保護者と学校間の信頼と連携を強化することにより生活指導を充実する。</p> | 3 | <p>⑩ その他</p> <p>イ 初任教員研修などにおける外部講師による講演の成果を踏まえ、新たに立ち上げたミドルステップ研修にも、外部講師による講演を取り入れ、寮生活における生活指導の改善・充実を図っている。</p> <p>□ 昨年同様に、本科各校の保護者会を計画的に実施し、学校と保護者間の信頼関係の構築に努めている。</p> | |
| <p>(2) 研究の実施</p> <p>① 研究件数</p> <p>海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に合計50件以上の研究を行う。</p> <p>研究活動の活性化を図るため、15件程度の共同研究又は受託研究を他の船員教育機関や大学・研究所等と行う。</p> <p>② 研究の評価及び反映</p> <p>研究に関する評価を適切に行い、その評価結果を研究活動に反映させるとともに、研究成果の教育への反映に努める。</p> | <p>① 研究件数</p> <p>海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、重点研究2件以上、一般研究8件以上を行う。</p> <p>また、研究活動の活性化を図るため、3件程度の共同研究又は受託研究を他の船員教育機関や大学・研究所等と行う。</p> <p>② 研究の評価及び反映</p> <p>研究に関する評価を適切に行い、その評価結果を研究活動に反映させるとともに、研究成果の教育への反映に努める。</p> | 4 | <p>① 研究件数</p> <p>海技大学校研究管理委員会における研究内容、予算等の審査、研究計画の策定に基づき、以下のとおり、目標件数を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点研究 2件 (内20年度新規 0件) ・ 一般研究 20件 (内20年度新規 10件) ・ 共同研究又は受託研究 3件 (内20年度新規 3件) <p style="text-align: center;">計 25件 (内20年度新規 13件)</p> <p>② 研究の評価及び反映</p> <p>各研究テーマについて、研究計画に対する進捗度、研究成果の発表計画と実績、関連分野への寄与、予算計画の妥当性などの観点から、適切に評価を行い、評価結果が次年度の研究予算に反映されている。</p> <p>また、研究によって得られたシミュレータを活用した教育訓練手法を、適宜、実際の教育現場に反映し、教育の改善に努めている。</p> | <p>・ レベルの高い研究を含め、年度計画を上回る実績をあげているとともに、研究結果を十分に反映させている。</p> |

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| <p>(3) 成果の普及・活用促進</p> <p>① 技術移転の推進等 国内外の船員教育機関の要請に応じ、海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、期間中25名程度の研修員を受け入れる。 政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として期間中に5名程度海外へ派遣する。 学会等の関係委員会へ委員として期間中80名程度派遣する。</p> | <p>① 技術移転の推進等 国内外の船員教育機関の要請に応じ、海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、5名程度の研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外に派遣する。 また、学会等の関係委員会へ委員として16名程度派遣する。</p> | 4 | <p>① 技術移転の推進等 以下のとおり、研修員の受け入れ、委員の派遣を行い、技術移転の推進を図っている。 (研修員の受け入れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人日本造船技術センターの要請による5カ国計8名の研修員の受入れ。 ・ 船社等の要請による船社等の社員に対する調理研修(5回、34名)。 ・ 東京海洋大学教育実習生2名を受入れ。(講師、委員の派遣) ・ 財団法人日本水路協会より講師派遣の依頼による独立行政法人国際協力機構への講師の派遣(4カ国6名が受講) ・ 8機関の関係委員会に、専門分野の委員として延べ36名を派遣 <p>※政府機関等からの海外派遣要請はなかった。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外を含めて、研修員の受け入れ及び委員等の派遣実績は、年度計画を大きく上回り、技術移転を積極的に進めている。 |
| <p>② 研究の公表 論文発表及び学会発表等を行い、研究報告書を作成するとともに、ホームページ上で研究成果及び海技教育に関する情報を外部へ公表し、教育・研究成果の普及を図る。</p> | <p>② 研究の公表</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) 5件程度の論文発表又は国際学会発表並びに5件程度の国内学会発表等を行う。 (b) 研究発表会を開催するとともに研究報告書を作成する。 (c) ホームページ上で研究成果及び海技教育に関する情報を外部へ公表し、教育・研究成果の普及に努める。 | 4 | <p>② 研究の公表 次のとおり目標値を達成するとともに、教育・研究成果の普及を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) ・論文発表又は国際学会発表 8件 ・国内学会発表等 9件 (b) ・平成19年度研究発表会(20年6月) ・平成20年度研究報告書(21年6月) (c) ホームページ上で研究成果を外部へ公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度計画を上回る研究発表を行っており、成果の普及も積極的に行っている。 |

| | | | | |
|--|--|----------------------------|--|--|
| <p>③ 海事思想の普及等 教育・研究成果及び海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする公開講座や練習船による体験航海等を年25回程度行う。 ホームページで提供する情報、内容の充実及び更新を迅速に行うことにより、年間のアクセス数の増加を図る。</p> | <p>③ 海事思想の普及等 教育・研究成果及び海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする公開講座や練習船による体験航海等を25回程度実施する。 また、ホームページ上の海事思想普及に関するページの充実を図る。</p> | <p>3</p> | <p>③ 海事思想の普及等 次のとおり目標値を達成し、教育・研究成果及び海事思想の普及を図っている。 ・公開講座、特別講演の開催 6回 ・練習船による体験航海 50回 (昨年度51回) また、前年に引き続き、本部及び各学校のホームページについて、提供情報の更新、内容の充実など改善に努めている。</p> | |
| | <p>(4) 内部統制の維持・充実 研修等を通じて内部統制に係る機構の取り組み等の周知徹底を図り、内部統制の拡充に向けて体制を整備する。</p> | <p>3</p> | <p>(4) 内部統制の維持・充実 監事監査、スクールレビュー、登録関係実施調査、内部評価及び勤務評定等を適切に実施し、内部統制にかかる機構の取り組みを周知徹底している。 また、3月に内部統制整備委員会を立ち上げ、内部統制にかかる体制の整備に努めている。</p> | |
| <p>3. 予算 (1) 自己収入の確保 機構の業務の範囲内において自己収入の確保を図る。 特に、実務教育の実施にあたっては、海運業界の状況等を勘案しつつ適切な受益者負担を導入することとする。</p> | <p>(1) 自己収入の確保 実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担の導入を検討する。 ただし、海技課程については、授業料を改定する。</p> | <p>3</p> | <p>(1) 自己収入の確保 実務教育における授業料の改定について、船社等との意見交換を踏まえ検討を行っているが、昨年来の急激な景気後退を踏まえ、平成21年度も検討を続けることとしている。 海技課程（本科及び専修科）の授業料を、平成20年度入学生から年間48,000円を60,000円に改定している。</p> | |
| <p>(2) 予算、収支計画及び資金計画 ・予算 ・収支計画 ・資金計画</p> | <p>(2) 予算、収支計画及び資金計画 ・年度計画参照 ・年度計画参照 ・年度計画参照</p> | <p>3 別紙を含めた評価</p> | <p>予算は、計画にしたがい適正に執行されており、監事による業務監査、会計監査が適切に実施され、規程に基づき適切に執行されている。 なお、独立行政法人整理合理化計画、総務省政独委による「平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価については、別紙参照</p> | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------|--|--------|-------|--------------|-----|------------|----|---|---|--|
| <p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合の短期借入金の限度額は、500百万円とする。</p> | <p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。</p> | <p>—</p> | <p>※ 平成20年度該当なし</p> | | | | | | | | | |
| <p>5. 重要財産の処分等に関する計画 なし</p> | <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画 なし</p> | <p>—</p> | <p>※ 平成20年度は該当なし</p> | | | | | | | | | |
| <p>6. 剰余金の使途 期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用するものとする。</p> | <p>6. 剰余金の使途 年度中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備充実のため使用するものとする。</p> | <p>—</p> | <p>※ 各年度の剰余金は、平成17年度の沖縄校廃校等により発生した繰越欠損金に補填されているが、昨年度に引き続き本年度も剰余金はない。</p> | | | | | | | | | |
| <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 機構の目的を効率的に達成するために、期間中総額4.14億円規模の施設・設備の整備を行う。</p> | <p>(1) 施設・設備に関する計画 機構の目的の確実な達成のため、年度中に118百万円程度の施設・設備の整備を行う。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>施設・設備の内容</td> <td style="text-align: right;">金額</td> </tr> <tr> <td>教育施設整備</td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>清水校総合実習棟建築工事</td> <td style="text-align: right;">107</td> </tr> <tr> <td>児島分校基盤整備工事</td> <td style="text-align: right;">11</td> </tr> </table> <p>財源：独立行政法人海技教育機構施設整備費補助金</p> | 施設・設備の内容 | 金額 | 教育施設整備 | (百万円) | 清水校総合実習棟建築工事 | 107 | 児島分校基盤整備工事 | 11 | <p style="text-align: center; font-size: 24px;">3</p> | <p>(1) 施設・設備に関する計画 次の2件を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立清水海上技術短期大学校総合実習棟建築工事 103,774千円 ・ 海技大学校児島分校基盤整備工事 3,448千円 <p>保有資産については、独立行政法人海技教育機構固定資産等管理規則に基づき有形固定資産の実査を実施し、また、独立行政法人海技教育機構減損会計取扱基準に基づき有形固定資産及び無形固定資産の利用状況及び減損兆候の調査を実施することにより適正に保有している。</p> | |
| 施設・設備の内容 | 金額 | | | | | | | | | | | |
| 教育施設整備 | (百万円) | | | | | | | | | | | |
| 清水校総合実習棟建築工事 | 107 | | | | | | | | | | | |
| 児島分校基盤整備工事 | 11 | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|----------|---|--|
| <p>(2) 人事に関する計画 上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当を除く。）について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。</p> | <p>(2) 人事に関する計画 上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当を除く。）について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。</p> | <p>4</p> | <p>(2) 人事に関する計画 平成20年度の削減率は0.68%となり前年度までの実績と合わせ、着実に本中期目標を達成する見込みである。 また、前年度に引き続き、国家公務員の構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを行っている。</p> <p>※ 平成20年度のラスパイレス指数は94.7</p> | <p>・ 厳しい状況にもかかわらず、退職者の補充を行わず、人件費の削減率を達成している。</p> |
|---|---|----------|---|--|

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・ 5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・ 必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

| 極めて順調 | 順調 | 概ね順調 | 要努力 | 評定理由 |
|-------|----|------|-----|--|
| | ○ | | | 各項目の合計点数＝90 項目数（26）×3＝78 下記公式＝115% |

<記入要領>

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・ 中期計画・年度目標に基づき、産業界のニーズに対応した積極的な取り組みが実施され、効率的な業務運営がなされるとともに、地道な品質向上施策が各項目の達成に結び付き、将来に繋がる内容になっている。
- ・ 専修科の応募者が増加し、本科・専修科ともに就職率が昨年を上回っている。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 組織の活性化は国民の関心の高まりにも比例する。その意味において一般国民に対する海事思想普及に一層の努力を期待したい。
- ・ 今後も計画的にPDCAサイクルに則り、取り組んで欲しい。

（その他推奨事例等）

- ・ 資格教育については高い合格率で推移しており、引き続き積極的な取り組みを実施して欲しい。
- ・ 新たに始めたミドル・ステップ研修は、今後も続けて欲しい。

平成20年度業務実績評価調書 別紙：独立行政法人海技教育機構

独立行政法人整理合理化計画、総務省政独委「平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

| (独)海技教育機構 | 実績 | 評定 | 意見 |
|---|---|----|----|
| 1. 随意契約の適正化 ①規定類の適正化(国の基準と同額等、会計検査院指摘事項を踏まえているか) ②随意契約の比率の引き下げ ③随意契約見直し計画の実施状況、公表状況 ④監事監査の実施状況 ⑤企画競争、公募を行う場合の実質的な競争性の確保の状況 ⑥競争性のない契約についての内容、移行予定、移行困難な理由 ⑦関連法人に係る委託がある場合、その妥当性 ⑧1者応札率が高い場合、その理由 ⑨第三者委託状況(随意契約、一者応札の場合) | ①規定類の適正化 会計検査院の指摘事項を踏まえて、以下の内容について、国の基準に合わせて規定の制定または改正を行っている。 i 一般競争入札における公告期間・公告方法等 ii 指名競争入札限度額 iii 包括的随意契約の条項 iv 総合評価方式や複数年度契約に関する規程 また、総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合の要領・マニュアル等の整備を進めている。 | 3 | |
| | ②随意契約の比率の引き下げ 以下のとおり、随意契約の比率を引き下げている。 平成19年度契約状況(基準額以上) 競争契約 17件(27.0%) 82,196,002円(30.2%) 随意契約 46件(73.0%) 190,282,649円(69.8%) (うち不落随契3件) 平成20年度契約状況(基準額以上) 競争契約 34件(53.1%) 187,489,027円(63.6%) 随意契約 30件(46.9%) 107,096,716円(36.4%) (うち不落随契2件) | | |
| | ③随意契約見直し計画の実施状況、公表状況 平成19年度の見直し計画における「競争入札に移行する契約」は、給食業務委託契約(1件)、労働者派遣契約(9件)としている。 契約状況をホームページに公表している。 (http://www.mtea.ac.jp/jouhou/annai.html) | | |
| | ④監事監査の実施状況 平成19年度及び20年度上半期において、本部及び各学校に対して、入札及び契約に関する監事による監査を行い、規定に基づき適正に処理されているとの評価を受けている。 | | |
| | ⑤企画競争、公募を行う場合の実質的な競争性の確保の状況 該当契約なし | | |

| | | | |
|------------------------------------|---|----------|--|
| | <p>⑥競争性のない契約についての内容、移行予定、移行困難な理由 平成20年度の特命随意契約(28件)は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 会計システム運用支援業務一式 3.47百万円 ii 船主責任保険(他1件) 6.77百万円 iii 波方海上技術短期大学校土地賃貸借契約 1.56百万円 iv 給食業務委託 3.25百万円 v 貸切バス契約 1.30百万円 vi 練習船「あさかぜ」定期検査に伴う追加工事 4.05百万円 vii 外航基幹職員養成コースの海上防災訓練受講料(他1件) 4.82百万円 viii 官報公告掲載(財務諸表) 1.59百万円 ix 会計監査契約 8.40百万円 x 景観データ改修 4.13百万円 xi 電気料金(9件) 40.14百万円 xii 水道料金(4件) 12.51百万円 x iii 専用線料金 2.61百万円 x iv 電話料金 1.42百万円 x v 後納郵便 1.07百万円 <p>i、ii、iii、vii、viii、ix、x、xi、xii、x iii、x iv、x v・・・契約の性質又は目的上競争できないもの。 iv・・・当該業務の遂行には過去からのノウハウが必要であり、一般競争入札は不利と判断していたが、平成21年度より一般競争入札へ移行すべきとしたもの。 v、vi、・・・緊急を要する場合で競争に付することができなかったもの。</p> | 前頁に記載欄有り | |
| | <p>⑦関連法人に係る委託がある場合、その妥当性 該当契約なし</p> | | |
| | <p>⑧1者応札率が高い場合、その理由 1者応札率 23.5% (8件/34件)</p> <p>政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成19年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等について(平成21年1月)」における一者応札率が高い(50%超)法人には該当しない。</p> | | |
| | <p>⑨第三者委託状況(随意契約、一者応札の場合) 該当契約なし</p> | | |
| <p>2. 官民競争入札 ①官民競争入札の導入の状況</p> | <p>①官民競争入札の導入の状況 官民競争入札を活用する契約案件はないため導入していない。</p> | | |

| <p>3. 財務状況</p> <p>①当期総利益が1億円以上ある場合において、目的積立金を申請しなかった理由</p> <p>②経常損益では損失計上していたものが最終的に利益計上になった場合の経緯</p> <p>③1億円以上の当期総損失がある場合の発生要因と業務運営上の問題の有無</p> <p>④100億円以上の繰越欠損金を計上している場合、当該繰越欠損金の策定状況及び当該解消計画の進捗状況</p> <p>⑤100億円以上の利益剰余金を計上している場合、当該剰余金の発生原因及び業務運営上の問題の有無</p> <p>⑥運営費交付金債務について、執行率が90%以下の場合の分析</p> | <p>①当期総利益が1億円以上ある場合において、目的積立金を申請しなかった理由 該当なし</p> <p>②経常損益では損失計上していたものが最終的に利益計上になった場合の経緯 該当なし</p> <p>③1億円以上の当期総損失がある場合の発生要因と業務運営上の問題の有無 該当なし</p> <p>④100億円以上の繰越欠損金を計上している場合、当該繰越欠損金の策定状況及び当該解消計画の進捗状況 該当なし</p> <p>⑤100億円以上の利益剰余金を計上している場合、当該剰余金の発生原因及び業務運営上の問題の有無 該当なし</p> <p>⑥運営費交付金債務について、執行率が90%以下の場合の分析 該当なし</p> | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|-----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---|--|
| <p>4. 給与水準</p> <p>①公表値を前提とした法人の人件費総額削減の取り組み状況</p> <p>②国家公務員水準との関係(ラスパイレス指数)、ラスパイレス指数が高い場合の理由</p> <p>③人件費総額の削減</p> <p>④役員報酬額の公表</p> <p>⑤役員報酬及び職員給与への業務実績及び勤務成績の反映</p> <p>⑥監事監査</p> | <p>①公表値を前提とした法人の人件費総額削減の取り組み状況 人件費削減の取り組みは、中期計画「人事に関する計画」に基づき、着実に実施している。</p> <p>②国家公務員水準との関係(ラスパイレス指数)、ラスパイレス指数が高い場合の理由 平成20年度のラスパイレス指数は94.7となっている。</p> <p>③人件費総額の削減 平成20年度の削減率は0.68%となり、人件費削減取り組み目標の0.6%を達成している。</p> <table border="1" data-bbox="600 1129 907 1262"> <thead> <tr> <th>対前年度比</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>2.36%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>0.68%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>0.68%</td> </tr> </tbody> </table> <p>④役員報酬額の公表 役員報酬額は、ホームページ上に公表している。 (http://www.mtea.ac.jp/jouhou/soshiki/soshiki.html)</p> | 対前年度比 | 削減率 | 平成18年度 | 2.36% | 平成19年度 | 0.68% | 平成20年度 | 0.68% | 3 | |
| 対前年度比 | 削減率 | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 2.36% | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 0.68% | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 0.68% | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|---|--------------|---|
| | <p>⑤役員報酬及び職員給与への業務実績及び勤務成績の反映 以下のとおり、業務実績及び勤務成績を、役員報酬及び職員給与へ反映させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬は、国家公務員の給与水準を考慮して決定 ・役員退職金は、独立行政法人評価委員会において、在任中の業績を勘案して決定 ・職員の給与は、勤務評定に基づき査定して決定 | 前頁に 記載欄有り | |
| <p>5. 人件費管理</p> <p>①福利厚生費について、当該活動の評価の取組が十分か。</p> <p>②レクリエーション経費について求められる国に準じた予算執行、予算編成作業がなされているか。</p> <p>③レクリエーション経費以外の福利厚生費について経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から法人の見直しがなされているか。</p> | <p>⑥監事監査 国家公務員給与規程に準じた役職員の人件費の見直し等については、国に準じた適正な給与水準といえるとの評価を受けている。</p> | | 3 |
| | <p>①福利厚生費について、当該活動の評価の取組が十分か。 福利厚生費は、職員の健康管理や衛生管理に限定し必要最小限の経費にとどめ、国に準じて執行され、活動について監事監査が行われている。</p> | | |
| | <p>②レクリエーション経費について求められる国に準じた予算執行、予算編成作業がなされているか。 レクリエーション経費の支出はない。</p> | | |
| <p>③レクリエーション経費以外の福利厚生費について 福利厚生費の用途は、法令等に基づく健康診断等に限定し、必要に応じ見直すこととしている。</p> | | | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p>6. 内部統制</p> <p>①内部統制の体制の整備状況 (倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価等)</p> <p>②内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況</p> <p>③人事評価の実施、業績等の給与等への反映状況</p> <p>④業務・マネジメントに関しての国民への意見募集、及び業務運営への反映の状況</p> <p>⑤監事監査</p> | <p>①内部統制の体制の整備状況 倫理規程が定められている。また、監事監査、スクールレビュー、登録関係実施調査、内部評価及び勤務評定等が確実に実施され、役職員に対して内部統制の周知が図られている。</p> <p>②内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況 平成20年3月に「内部統制整備委員会」を立ち上げ、コンプライアンスや内部統制に係る取組みの検討が行われている。</p> <p>③人事評価の実施、業績等の給与等への反映状況 能力・実績給について国と同様の制度としている。さらに、職員の能力及び業績を的確に評価するため、目標管理を取り入れた新たな評価制度の導入を検討している。</p> <p>④業務・マネジメントに関しての国民への意見募集、及び業務運営への反映の状況 業績に対する国民からの意見を、ホームページ上での受付を開始している。</p> <p>⑤監事監査 内部統制整備委員会等の体制の整備状況、諸規程等の運用状況、人事評価や業績等の給与等への反映状況、業務マネジメントに関する意見の募集や業務運営への反映状況及び今後の整備方針等について「問題なく適正に進捗している」旨の意見を受けている。</p> | 3 | |
| <p>7. 保有資産の管理・運用(評価の際、監事監査や減損会計の情報等を活用)</p> <p>①保有資産の状況(特に資金運用で時価又は為替相場の影響等を受ける可能性のあるものについて)</p> <p>②整理合理化計画で処分等することとされた保有資産の見直しの状況</p> <p>③財務諸表における減損又はその兆候に至った固定資産について、減損の要因と業務運営との関連の分析</p> <p>④監事監査</p> <p>⑤融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸貸対照表計上額が100億以上のものについて回収状況</p> <p>⑥融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金については、当該貸付の必要性</p> | <p>①保有資産の状況 資金運用で時価又は為替相場の影響等を受ける可能性のあるものはない。</p> <p>②整理合理化計画で処分等することとされた保有資産の見直しの状況 整理合理化計画に基づく海技大学校児島分校の廃止に伴う土地、建物、工作物などは国へ返還する予定である。</p> <p>③財務諸表における減損又はその兆候に至った固定資産について、減損の要因と業務運営との関連の分析 小樽海上技術学校の土地について、地価の下落による減損490百万円、海技大学校児島分校の廃止による土地、建物、工作物の減損245百万円を計上している。</p> <p>④監事監査 毎年度、本部及び各校について、資産の管理状況、資産の減価償却、減損会計、及び貸借対照表等に関して会計・業務監査が実施されており、特段の指摘は受けていない。</p> <p>⑤融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸貸対照表計上額が100億以上のものについて回収状況 該当なし</p> <p>⑥融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金については、当該貸付の必要性 該当なし</p> | 3 | |

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>8. 情報の開示</p> <p>① 関連法人への再就職の状況、関連法人との間の補助・取引の状況の情報開示</p> <p>② 情報へのアクセスの容易化、業務・マネジメントに係るベストプラクティスの公表</p> | <p>① 関連法人への再就職の状況、関連法人との間の補助・取引の状況の情報開示 該当なし</p> <p>② 情報へのアクセスの容易化、業務・マネジメントに係るベストプラクティスの公表 総務省からの指示(平成20年3月14日)を基にホームページを改修し、アクセスの容易化が図られている。 また、他の模範となる取組みは、ホームページや当機構の情報誌で公表している。</p> | 3 | |
| <p>9. 関連法人</p> <p>① 出資等に関する規程等の整備状況とその内容の適切性</p> <p>② 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性</p> <p>③ 出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況</p> | <p>① 出資等に関する規程等の整備状況とその内容の適切性 該当法人なし</p> <p>② 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性 該当法人なし</p> <p>③ 出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況 該当法人なし</p> | | 3 |
| <p>10. 役職員のイニシアチブ</p> <p>① 業務改善を図る取組を促すアプローチ</p> <p>② 職員の積極的な貢献を促すアプローチ</p> | <p>① 組織の効率化、安全管理体制の強化に力点を置き、当該取組みを理事会及び各種会議等の主要議題に据える等、積極的に業務改善に取り組んでいる。 また、役員によるスクールレビューや監事監査の結果を踏まえ、各校に対して業務改善すべき具体的事項の取組みを促している。</p> <p>② 運営改革会議及び外部懇談会を設け、機構の運営を取り巻く環境と問題点の把握に努めるとともに、今後の事業運営の基本方針を策定し、教職員研修時等において改革意識の浸透と積極的な取組みを促している。</p> | 3 | |
| | | | |

| | | | |
|---|--|----------|---|
| <p>11. 個別法人(指摘事項)</p> <p>①船員養成規模のスリム化</p> <p>②船員養成事業及び船員再教育事業の一体的実施</p> <p>③非公務員による事務事業の実施</p> <p>④業務実績報告書等で繰越欠損金の発生要因や解消に向けた取組状況について明らかにさせた上で厳格な評価を行うべき。</p> <p>⑤統合による要員の縮減、経費の削減についても評価を行うべき。</p> <p>⑥本部と各学校の人員配置の見直しを行う。</p> <p>⑦自己収入の増大を図る。</p> | <p>①船員養成規模のスリム化 「平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」(H16.12.24閣議決定)を受け、宮古校を本科から専修科に移行し、平成20年4月に海上技術短期大学校として開校している。 また、船員養成規模のスリム化については、求人・就職状況及び応募状況等が、平成16年当時の本中期計画策定時に比して大きく変質しており、海技士教育科海技課程の定員について、少子化、大学全入時代の状況を踏まえ、専修科の応募状況を勘案しつつ、引き続き国土交通省等との連携を図りながら検討を行っている。</p> <p>②船員養成事業及び船員再教育事業の一体的実施 船員養成事業と船員再教育事業の一体的実施については、上記閣議決定を受け、専修科卒業生対象の海上技術コース(航海専修)と同(機関専修)を平成19年度に開設し、本科卒業生を対象とした海上技術コース(航海)及び同(機関)と合わせ、一貫教育システムを構築している。</p> <p>③非公務員による事務事業の実施 平成18年の独立行政法人統合の際、非公務員化している。</p> <p>④業務実績報告書等で繰越欠損金の発生要因や解消に向けた取組状況について明らかにさせた上で厳格な評価を行うべき。 繰越欠損金の主な発生要因は、平成17年度に廃校となった沖縄海上技術学校の建物及び船舶の評価損及び売却損で、平成16年度の評価損が396百万円、平成17年度の売却損79百万円となっている。現在の通則法には、減資の規定がないため、今後も繰越欠損金として残ることとしている。</p> <p>⑤統合による要員の縮減、経費の削減についても評価を行うべき。 統合により役員数が減となり、役員報酬を削減している。 また、清水と芦屋で管理していた給与・会計システムを統合し、清水での一括管理にしている。これにより、システムの保守管理費用等を約5百万円削減している。</p> <p>⑥本部と各学校の人員配置の見直しを行う。 独立行政法人整理合理化計画(H19.12.24閣議決定)を受け、平成22年度末までに、海上技術学校、海上技術短期大学校(計7校)に、現在、1校当たり3~4名配置している事務職員を、本部への配置換えにより原則3名の体制へ移行し、さらに、海技大学校の管理業務担当事務職員を本部へ配置換えすることとしている。</p> <p>⑦自己収入の増大を図る。 海技課程について、平成20年度入学生から授業料が年間48,000円から60,000円に改定されている。その他実務教育の受講者を増やすなど、自己収入の増大に努めている。</p> | <p>3</p> | <p>・繰越欠損金については、減資の規定がなく、解消は困難であると理解できるものの、自助努力により、それを多少なりとも減少させる方策の検討を期待する。</p> |
|---|--|----------|---|

<記入要領>・項目ごとの「評定」の欄に、以下の段階的評定を記入する。

5点:特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点:優れた実施状況にあると認められる。

3点:着実な実施状況にあると認められる。

2点:概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点:着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。